

第1期 文京区市民後見人養成講座実施要領

社会福祉法人文京区社会福祉協議会

(文京区受託事業)

第1期 文京区市民後見人養成講座実施要領

1 文京区市民後見人養成の趣旨

現在、身寄りの無いご高齢の方が増加するなど、地域における権利擁護の担い手が求められています。市民後見人とは、ご高齢や障害により判断能力が低下された方のその人らしい暮らしを支える、後見活動を行う市民の方です。皆様がこれまでの社会生活の中で得た経験を活かし、同じ地域住民として身近な立場で後見活動を行い、本人がその人らしく地域で生活が送れるためのお手伝いができると思います。

2 市民後見人になるまで

講座の受講を通じて必要な知識と技術を身に付け、選考を経て社会福祉協議会（以下、社協）に登録します。後見人が必要な方に対して、市民後見人候補者名簿の中から適任の方を選び、家庭裁判所に後見人等候補者として推薦します。家庭裁判所に選任された方は後見人等となり、「意思決定支援」の視点を持ちながら、後見人等の職務にあたります。後見活動にあたっては、専門職や社協がサポートを行います。後見人等に任期はなく、原則として被後見人がお亡くなりになるまで続きます。

3 文京区における市民後見人養成ビジョン

文京区では、次の5つの視点を重視し、市民後見人を養成していきます。

①本人理解 ②身近な市民 ③福祉を知る・地域を知る ④法律や実務 ⑤チーム支援

文京区における市民後見人養成ビジョン

文京区では、「**本人の気持ちに寄り添い、本人の意思を尊重する**」という想い、「**これまでの経験などを活かし地域貢献したい**」という気持ちを持った方に、以下の5つの視点を重視し市民後見人を養成します。そして、権利擁護の視点からご本人を支える地域づくりを目指します。

市民後見人養成のための5つの視点

本人理解

本人の立場に立ち本人の意思表明や決定に寄り添い尊重する・本人の最善の利益を追求する

身近な市民

本人と同じ市民としての視点から、身近なところで気にかけて、声をかけ、変化に気づけるような存在

福祉を知る・地域を知る

本人の生活を支える福祉制度への理解・本人らしく地域とつながり、本人の地域生活がより豊かになるための地域資源の理解

法律や実務

本人の代理人として本人の権利をまもるため、成年後見制度や関連諸制度に関する基本的な理解と公正な支援の実践

チーム支援

本人を取り巻く関係者と後見人が情報共有と状況把握をしながら、チームとして本人を支援する、チームの一員としての意識



4 応募資格

次の（１）から（６）までの全てを満たしている方

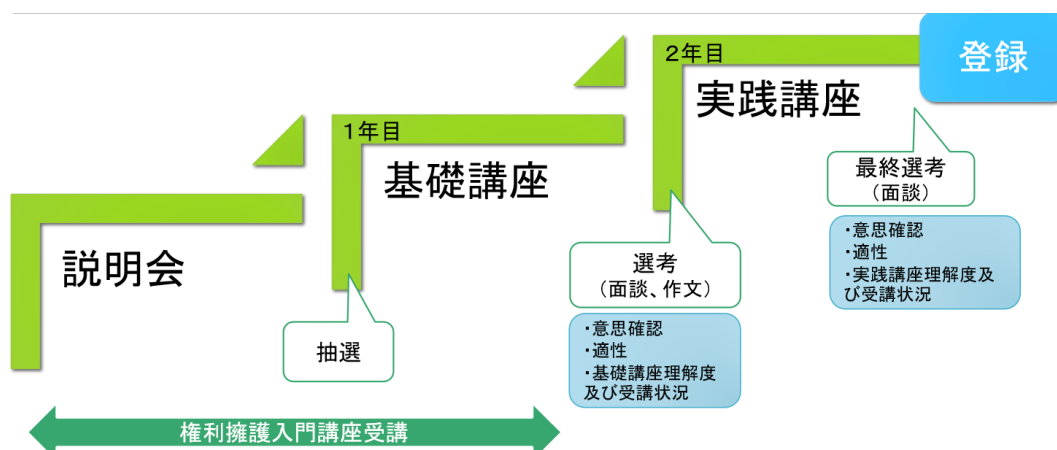
- （１）応募の時点で、２５歳以上７０歳以下の方
- （２）区内在住、在勤、または区内で地域活動をしている方
- （３）次のすべてに該当する方
 - ・本人の意思を尊重し、本人に寄り添い成年後見活動を行う意思のある方
 - ・地域に貢献する意欲と熱意のある方
 - ・権利擁護について学び、普及啓発を行う意欲のある方
- （４）養成講座を原則として全て受講できる見込みの方
- （５）社協が実施する権利擁護入門講座を受講された方、または、基礎講座修了までに同講座を受講予定の方
- （６）生活支援員として社協と雇用契約を結ぶことができる方（実践講座にて、生活支援員として社協と雇用契約を結び、活動をしていただきます。）

※養成講座終了後、名簿へ登録することとなります。登録にあたっての詳細は養成講座説明会にてご説明します。

5 養成講座

市民後見人の養成は、「権利擁護入門講座」、「基礎講座」、「実践講座」の全てのカリキュラムを修了することが要件です。約２年かけて、市民後見人に必要な知識と技術を習得します。

【養成講座の流れ】



6 各講座の内容

ア 基礎講座

市民後見人候補者名簿の登録を目指し応募資格のある方を対象に、講義形式で基礎知識を中心に学びます。

【開講日】令和7年11月20日(木)・28日(金)

令和7年12月5日(金)・19日(金)

令和8年1月9日(金)・30日(金)

【場所】文京区民センター内会議室

【定員】30名程度

【選考方法】応募者多数の場合は、抽選で決定

【修了要件】出席率及び提出物が基準を満たすこと。

※原則、全ての講座に出席いただきます。やむを得ず欠席をされる場合は、事務局まで事前に連絡をお願いします。

※全体の8割（14科目）の講座への会場での出席が修了要件となります。欠席された科目については、オンデマンド配信の視聴と、期日までの提出物の提出をお願いします。

【内容】第1期市民後見人養成基礎講座（募集のご案内）をご参照ください。

イ 実践講座

基礎講座修了後、実践講座受講の意思及び基礎講座の習熟度を総合的に判断し、受講生を決定します。内容は、①講義、②生活支援員活動、③施設実習の3つを予定しています。

【開講時期】

①講義：令和8年9月～10月頃の間で平日・日中2日間を予定

②生活支援員活動：令和8年4月～

（平日9時～17時の内2～3時間、1か月1～2回程度を約1年間実施）

③施設実習：令和8年度中に1日程度（平日・日中を予定）

【定員】10名程度

【選考方法】基礎講座を修了した方の中から、実践講座受講希望者に対して作文、面談を実施し、総合的に判断して受講者を決定

【修了要件】

- ・①出席率及び提出物が基準を満たすこと。
- ・②③期間内に全てのカリキュラムを修了すること。支援員活動及び実習の習熟度、提出物等が基準を満たすこと。

【内容】選考及びカリキュラムの内容の詳細については令和8年1月30日（金）（基礎講座最終日）にご案内いたします。

※権利擁護入門講座

権利擁護や意思決定支援について、当事者の方とのかかわりを通じて学ぶ講座です。原則、基礎講座修了までに受講していただきます。未受講の方は以下の日程の講座を必ず受講してください。

【令和7年度開講日時】令和7年10月21日（火）10時30分～16時30分

【場所】文京シビックセンター内会議室

【定員】20名程度

【選考方法】応募者多数の場合は、区内在住の方優先の上、抽選

7 お問い合わせ

〒113-0033

東京都文京区本郷4-15-14 文京区民センター4階

社会福祉法人文京区社会福祉協議会 権利擁護センター

電話番号：03-3812-3156